

令和6年版 まつぶし農委だより



【第50回松伏町農業収穫祭表彰式集合写真】

目次

- 会長あいさつ、新農業委員紹介ほか P 2
- 農地の適正管理、野焼きについてほか P 3
- 利用権設定、農地中間管理事業について P 4
- 第 50 回松伏町農業収穫祭 P 5
- 第 50 回松伏町農業収穫祭表彰式 P 6
- JA さいかつ管内標準的農作業料金 P 7
- 松伏町賃借料情報、松伏ふれあい直売所ほか P 8

農業委員会会長あいさつ



松伏町農業委員会
会長 山崎 久俊

昨年12月31日午後11時45分頃、外に出ましたら近所の寺院より除夜の鐘が打ち始まり令和5年も暮れていきました。新年である1日は、天候にも恵まれ穏やかな気持ちで迎えることができました。

しかし、午後4時過ぎに令和6年能登半島地震が発生し、甚大な被害が出てしまいました。被災した皆様には、心よりお見舞い申し上げます。いち早く平穏な日常生活が送れることを切にお祈りいたします。

また、昨年の11月26日に開催されました、第50回松伏町農業収穫祭は、小雨が降る中でしたが、4年ぶりに盛大に開催することができました。今回は、埼玉県立春日部工業高等学校の先生ならびに生徒の皆様のご協力により、忠実に作製されたミニ電車・スペースXの乗車体験もあり、小さなお子様から大人まで大変ご好評いただきました。

農産物品評会・即売会では、地元農家の皆様のご理解ご協力により、日頃より丹精込められ栽培された農産物が776点出品されました。誠にありがとうございました。品評会に出品し、知事賞等に入賞されました生産者の方々には、心よりお喜び申し上げます。出品いただきました農家の皆様には、衷心より感謝申し上げます。

松伏町の農業もまだまだ捨てたものではないと感じた農業収穫祭でした。

新農業委員をご紹介します

【松伏町農業委員会委員任命式】



令和5年12月15日(金)農業委員会委員任命式を行いました。

新農業委員として、JAさいかつ農業協同組合からの推薦で松伏地区理事代表の竹内隆さんが任命されました。【任期：令和7年4月6日】

竹内委員は、松伏町の認定農業者であり、担い手として大規模経営を行っています。

農業委員を紹介します【任期：令和7年4月6日まで】

総務協議会

役	職	氏名	地区
会	長	山崎 久俊	上赤岩
総務	委員長	永野 浩司	下赤岩
総務	副委員長	須賀 喜佐子	上赤岩
委	員	横川 朝治	大川戸
委	員	石塚 要	松伏
委	員	柴田 光善	魚沼
委	員(新)	竹内 隆	上赤岩

農地協議会

役	職	氏名	地区
会	長職務代理	高橋 實	魚沼
農地	委員長	岡野 正幸	金杉
農地	副委員長	藤江 健広	大川戸
委	員	岡田 嘉男	田島
委	員	鈴木 洋子	大川戸
委	員	小島 康平	築比地
委	員	八木 大輔	松伏

○主な活動内容 農地法等法令に定められた許認可業務、農業担い手への集積集約化、遊休農地の発生防止・解消など。

※総務協議会の主な所管事務は、法人化、農業経営の合理化、農業者への情報提供など。

※農地協議会の主な所管事務は、農地の利用の確保、利用集積、効率的な利用の促進など。

農地利用最適化推進委員を紹介します【任期：令和7年4月6日まで】

氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区
三反崎 善隆	上赤岩	舛田 晃	大川戸	山崎 富康	下赤岩
砂川 進	田島	小島 雄一	築比地・金杉	滑川 浩	魚沼
内藤 玉江	松伏				

○主な活動内容 担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など。

農地の適正管理と不法投棄について

休耕農地は、火災やごみの不法投棄、病害虫の発生、野生動物の住処などの原因となり、近隣住民や農地に悪影響を及ぼします。農地所有者は、定期的に草刈りをするなど、農地を適正に管理していただくようお願いします。

また、不法投棄を発見した場合は、埼玉県で産業廃棄物に関する不法投棄の通報制度を開設しています。フリーダイヤルで24時間通報を受付していますので、産業廃棄物の不法投棄を見つけた場合は、不法投棄110番:0120-530-384までご連絡をお願いします。



もみ殻、稲わらなどの野焼きについて

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「埼玉県生活環境保全条例」により原則禁止されています。ただし、例外規定として農業を営むためやむを得ない焼却は認められています。この例外規定に該当する場合であっても、近隣からの苦情、煙による交通の妨げなど、周囲の生活環境が損なわれる場合は、指導の対象となりますのでご注意ください。農業上やむを得ない野焼きをする場合は、風向き、燃やす量、時間帯などに十分注意し、必ず火元から離れずに作業をお願いします。



相続などにより農地を取得した場合には届出が必要です

農地法により、農地を相続又は時効取得などにより取得した場合には、当該農地がある市町村の農業委員会に届出が必要です。

届出の期間は、農地の権利を取得した日を知った日から概ね10か月以内となっています。なお、この届出により権利取得の効果が発生するものではありませんのでご注意ください。

農地転用をする場合は、農地法の許可申請または届出が必要です

農地を耕作以外の目的で使えるようにすること(例:宅地や駐車場、資材置場など)を農地転用といいます。農地転用をするには、市街化調整区域では、県知事の許可が必要となり農地法の許可申請が必要になります。市街化区域の農地転用は、農地法の届出が必要になります。

許可を受けずに転用を行った場合は、農地法違反になります。農地の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復命令などを命ずることができます。

また、厳しい罰則が適用され3年以下の懲役または、300万円以下の罰金になります。(法人の場合は、1億円以下の罰金)

農地転用をお考えの方は、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

農地改良(埋め立て)をする場合は、許可または届出が必要です

農地改良とは、農地への盛土などで農地の保全若しくは、利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為です。残土の処分を目的として行うものではありません。

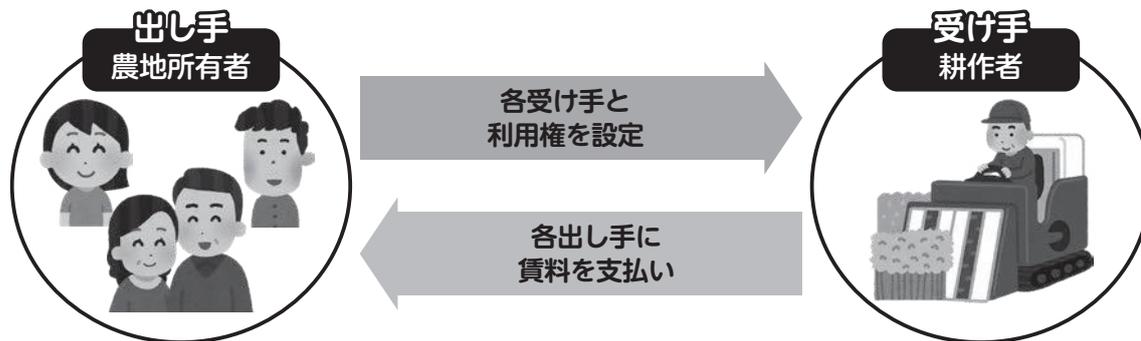
農地を農地として利用するものですが、県知事の許可や農業委員会への届出が必要です。

埋め立て面積が1,000㎡未満かつ工事期間が1ヵ月以内の場合は、届出となります。それを超えるものは、県知事の許可が必要となります。

農地改良をお考えの方は、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

利用権(賃貸借権)設定について

利用権の設定とは、農地を貸したい農地所有者と農業経営規模の拡大を図りたい耕作者の間で、農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借りをを行うことです。町が農用地利用集積計画を定め、農業委員会の決定を経て、計画が公告されることにより利用権が設定されます。



◎受付期間: 3月と12月の中旬まで(年2回)

【メリット】

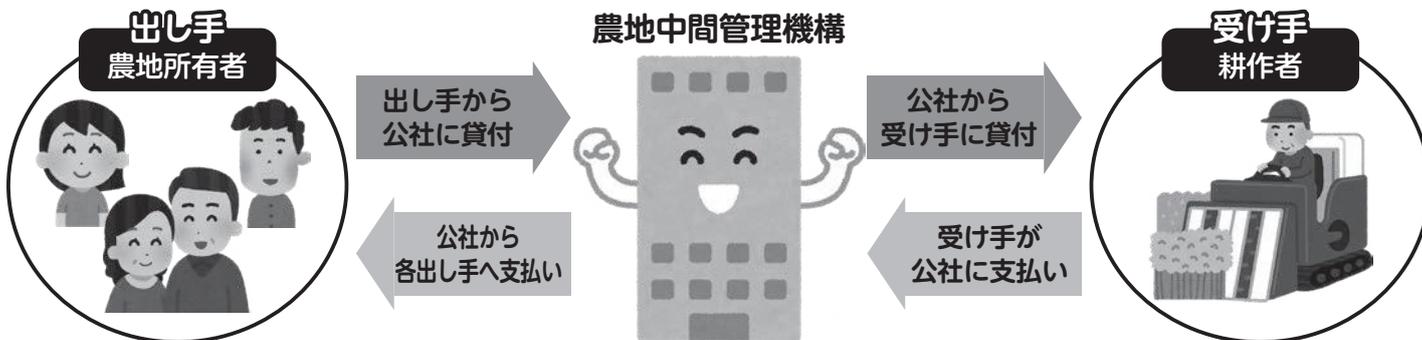
- 農地法の許可を受けることなく、農地に賃貸借等の権利を設定することができます。
- 契約期間終了後は、農地は所有者へ戻ります。(再度、貸付けることも可能)

令和5年4月1日に法改正された農業経営基盤強化促進法により現行の利用権による農地の貸借方法は令和7年3月31日までの公告分となります。それ以降は、農地中間管理機構を通じた貸借方法のみとなります。こちらについては、次の農地中間管理事業についてを御覧ください。

なお、令和7年3月31日までに公告したものは、期間満了まで効力は有効になります。

農地中間管理事業について

農地中間管理事業は、市街化区域等を除いた地域を事業実施地域として、農地の利用の効率化及び高度化を促進するため、埼玉県農地中間管理機構(公社)埼玉県農林公社)が農地所有者から農地を借受け、借受けた農地を耕作者に貸付け、まとまった農地を耕作できるようにすることを目的とした事業です。



【メリット】

- 農地法の許可を受けることなく、農地に賃貸借等の権利を設定することができます。
- 契約期間終了後は、農地は所有者へ戻ります。(再度、貸付けることも可能)
- 賃借料がある場合は、機構がまとめてお支払いします。
- 所有者が多数いても契約は機構とだけなので、賃借料の支払い等の事務が軽減されます。
- 所有する全農地(10a未満自作地は除く)を新たに、まとめて、10年以上の期間で貸付けた方は、固定資産税が以下の期間中1/2に軽減されます。

(・15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間・10年以上の期間で貸し付けた場合には、3年間)

※軽減は令和6年3月31日で終了ですが、改正法案が成立した場合、適用期限が2年延長されます。

令和7年4月1日からは農地中間管理事業による貸借のみとなります。現行の利用権設定は、廃止となります。現在、現行の利用権設定を行っている農地の所有者、耕作者の方は、農地中間管理機構を通じた利用権設定に移行をお願いいたします。

第50回松伏町農業収穫祭

令和5年11月26日(日)まつぶし緑の丘公園にて「第50回松伏町農業収穫祭」を4年ぶりに開催しました。

当日は、埼玉県立春日部工業高等学校の生徒が作製した「スペースX(ミニ電車)」の乗車イベントや、くつ飛ばし競争など様々なイベントを行いました。また、農産物品評会や新鮮野菜の即売会も行い、多くのお客様がとれたての野菜を購入されていきました。

農産物品評会・即売会



★品評会受賞農産物★

埼玉県知事賞や松伏町長賞など計17点が受賞しました。



★農産物即売会★

沢山の新鮮野菜たちが並び、野菜の販売も行いました!

イベント・模擬店



◎春日部工業高等学校の生徒が作製した「スペースX(ミニ電車)」実際に線路を走りました!



◎今年はやき芋は以外に「焼き芋」も始めました。寒空の中ホカホカの焼き芋は大人気! ソースの焼ける匂いでやき芋はも大人気!



くつ飛ばし競争や農産物輪投げなど多数のイベントを開催し、大勢の来場者の参加がありました!

第50回松伏町農業収穫祭表彰式

令和5年12月25日(月)第50回松伏町農業収穫祭表彰式を行いました。
各賞の受賞者は下記の通りです。

農産物の部受賞者名簿(敬称略)

賞名	受賞者名	出品名
埼玉県知事賞	高橋 實	白菜
埼玉県知事賞	森田 晴男	こしひかり(玄米)
埼玉県春日部農林振興センター所長賞	澤田利枝子	長大根
農業委員会埼玉葛地方協議会会長賞	須賀智恵子	ほうれん草
農業委員会埼玉葛地方協議会会長賞	今井 一忠	長いも
農業委員会埼玉葛地方協議会会長賞	柴田 光善	みかん
(株)埼玉県東部流通センター社長賞	島田 富男	にんじん
マルセンフーズ(株)社長賞	(株)藤江農園	こしひかり(玄米)
松伏町長賞	伊藤 信一	山東菜
松伏町議会議長賞	(株)藤江農園	里いも
松伏町農業委員会会長賞	舩田 晃	ブロッコリー
さいかつ農業協同組合代表理事組合長賞	(株)藤江農園	彩のきずな(玄米)
努力賞	高橋 實	レタス
努力賞	須賀智恵子	ブロッコリー
努力賞	高橋 實	長大根
努力賞	板垣 和子	ハツ頭
努力賞	関根 玲子	柿



埼玉県知事賞受賞者
高橋 實さん



埼玉県知事賞受賞者
森田 晴男さん
(代理人 森田 誠一さん)

※次回は、2024年11月に農業収穫祭を開催する予定です。
自慢の農作物を出品してみませんか？心よりお待ちしております。



令和6年 JAさいかつ管内標準的農作業料金

単位:10a/円

作業の種類		作業料金 (消費税込)	摘 要	
水田 耕起・ 代かき	一番耕起 (ロータリー)	6,300		
	二番耕起 (ロータリー)	5,300		
	三番耕起 (ロータリー)	4,700		
	代かき (3回耕起済)	8,400		
	代かき (2回耕起済)	9,500		
	代かき (1回耕起済)	12,100		
	代かき (未耕起)	19,000		
畑 耕起	ロータリー耕起	10,500	ハウス内については、10%増	
	プラソイラー (10a)	6,300		
育苗 ・ 田植	種子温湯消毒 (kg当り)	110	4kg1袋・持込引取本人	
	育苗 (10a・18箱)	20,000	種子代別料金 (実費) ・ 当事者間協議	
	育苗 (1箱)	1,200		
	田植	9,500		
管 理	施肥 (元肥)	2,200	40kg以内・20kgごとに200円増	
	施肥 (追肥)	2,000	1回当り料金	
	施肥 (珪カル)	2,200	100kg以内・20kg増すごとに200円	
	防除 (粒・粉・液1回分)	2,000	1回当り料金	
	畦畔雑草刈り (1回分)	2,200	周囲全刈・但しカヤ・ヨシは20%増	
	畦畔つけ (1m当)	64	片側つけ (動力)	
	草刈り (1㎡当)	43	草丈50cm未満・但し以上は50%増	
	中間管理手作業	2,200	時間当たり	
	箱施用防除	1,070	農薬は、委託者持ち	
	除草剤(畦畔・本田・1回)	1,680	農薬は、委託者持ち	
	再生稲刈り	5,300		
	機械による掘ざらい・仕上げ作業		220/m	用排兼用または排水のみ
			120/m	用水のみ
機械整地	5,500	機械作業 (均平作業は除く) 1時間当たり		
収穫 調整	刈取脱穀	22,100	農地が管外の場合、別途2,000円加算	
	刈取脱穀 (コシヒカリ・もち米)	23,100	収穫後の粃、玄米運搬料は各々2,000円加算	
	刈取脱穀 (倒伏一方刈)	31,600		
	乾燥調整	21,000	乾燥もみすり調整	
	乾燥調整 (コシヒカリ)	22,100		
一貫 作業	育苗と田植	27,800	種子代別料金 (実費)	
	収穫・乾燥 (うるち)	42,000	倒伏の場合は、その状況により	
	収穫・乾燥 (コシヒカリ)	44,100	10%以上徴収する	
	収穫・乾燥 (もち)	46,200	倒伏の場合は、その状況により20%以上徴収する	
管理	休耕田・畑維持管理	実 費	上記の料金に準じ、作業内容により当事者間協議する。	

備考

- この料金は標準的な目安として定めた事項であり、特別に措置を要する事項が発生したときは、当事者間協議の上で決める。
- 利用料金の消費税は内税とする。
- 耕起・整地・田植・収穫・調整・作業の5a未満は5a料金とする。
- 未整理地区及び作業困難な場所の作業料金は上記料金の10%以上徴収する。
- 調整・刈取脱穀・調整米麦の配達運賃は別料金とする。
- 悪条件(荒地・ブル跡地等)の場合は、倍額を限度とし当事者間で協議する。
- 持込による色彩選別機、利用料金は1袋(30kg)500円とする。
- この作業料金は、令和6年1月1日より適用とする。



松伏町賃借料情報

松伏町における賃借料水準の情報を提供します。

10aあたり

区分	平均額	最高額	最低額	データ数	参 考
田	4,569円	10,000円	4,500円	209件	・物(米)納は89%[内訳：30kgが100%] ・金納は11%[うち5,000円が58%、その他が42%]
畑	8,250円	10,000円	3,000円	4件	・物納はなし ・金納が100%[うち10,000円が75%、その他が25%]

※取引実例(令和4年1月から令和4年12月までに設定された賃借料水準)の情報であり、賃借料を決定するものではありません。

※賃借料を物(米)納で設定されている場合は、農協買取価格で金額換算しています。

(米30kg:4,500円、令和4年産 最多取引米: J A米コシヒカリ)

農業者年金に加入しませんか



農業者のための年金です。

農業者年金に加入しませんか？

詳しくは、農業委員会事務局またはJAさいかつ農業協同組合までお問い合わせください。

全国農業新聞を購読しませんか



農業を取り巻く様々な情報や、これからの農業経営について新しい知識を分かりやすくお伝えする情報紙です。

お申し込みは、農業委員会事務局までお問合せください。

松伏ふれあい直売所

JAさいかつ松伏ふれあい直売所「マップーちゃん」では、松伏町で栽培されたお米を取り扱っております。東に江戸川、西に古利根川に囲まれた水の豊かな街で育ったお米です。取り扱ってる品種の中で、「松伏産コシヒカリ」、「彩のきずな」がとても人気があります。ぜひご賞味ください。

毎年6月には、とうもろこしの出荷が始まり、「とうもろこしウィーク」が恒例になりつつあります。昨年は、高温による生育不良で収穫が予定どおりに進みませんでした。今年は、豊作でたくさん出荷されることを願っております。毎年、問い合わせを多くいただいている「とうもろこしウィーク」は、今年の7月上旬に開催予定です。

昨年は、年末に開催されました「大感謝祭」では、季節のお花が当たる「ガラポン抽選会」を開催しました。連日足を運んでくださるお客様にも大好評でした。また、たくさんの方にお正月用のしもちの予約注文をいただきました。

年間を通して新鮮な旬の地場野菜が並びます。加工品として甘酒、麹ジャム、焼き立てパン、あられ、漬物等の販売を行っておりますので、ぜひ、皆様のご来店をお待ちしております。



編集後記

昨年、4年ぶりに松伏町農業収穫祭も開催され、各イベントが開催されるようになり、通常の日常を取り戻しつつあります。毎年、気候変動や災害の発生等で厳しい世の中ですが、皆さんの元気で楽しい日々の生活をお祈りしています。

総務委員長：永野 浩司 総務副委員長：須賀 喜佐子 総務委員：横川 朝治 石塚 要 柴田 光善 竹内 隆